

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の取扱いについて

地域医療課
食品生活衛生課
令和2年4月9日

- 新型コロナウイルスは指定感染症に指定されているが、遺体の取扱いについては、法律等で定められてはいないことから、厚生労働省のQ&A（新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け））に則って適切に対応する必要がある。
- 感染拡大防止対策上の支障がない場合には、通常の葬儀の実施などできる限り遺族の意向を尊重した取扱いをする必要があることから、遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者に対する留意点等を以下にまとめました。

医療機関

- ①医療機関が非透過性納体袋に収容、消毒を行う。
※非透過性納体袋がない場合や葬祭業者等でも手配できない場合は、県にご相談ください。
- ②遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者に遺体が新型コロナウイルスに汚染されているまたはその疑いがあることを伝える。

搬送

- ①搬送業者は基本的に遺族が手配する。
- ②医療機関から火葬場へ直接搬送することを基本とする。
- ③感染拡大の恐れがない場合、**24時間以内に火葬することは必須ではない。**

火葬場

- ①火葬は納体袋に入れたまま行う。
- ②作業従事者は手袋及びマスクを着用する。
- ③火葬時にデレッキ作業（※）を行わない。
- ④燃烧開始後、のぞき窓を開放して主燃烧炉を確認しないことが望ましい。
- ⑤納骨作業は、遺族の方が行ってもよい。
※遺体を棒で動かして、燃烧を促進させること。

搬送及び火葬を行う場合の留意点

- ①作業に従事する者は、必ず手袋及びマスクを着用すること。
- ②血液・体液・分泌液（汗を除く）・排泄物が飛散する恐れがある場合は、不織布製マスクやゴーグル、ディスパーザブルの長袖ガウンなどをして、顔や目、衣服への汚染を防ぐこと。

葬儀を行う場合の留意点

- ①葬儀にかかわる者（出席者を含む）はマスクを着用すること。
- ②原則として遺族等が遺体に直接接触させないようにし、遺族が強く望む場合は必ず手袋及びマスクを着用させること。

消毒方法：0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウム若しくは消毒用エタノールで清拭または30分間浸漬する。